

## 会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	令和4(2022)年度第3回みよし市国民健康保険運営協議会		
開催日時	令和5年1月27日(金)午後1時30分～午後1時55分		
開催場所	みよし市役所3階 研修室		
出席者	(会長)鈴木 淳 (会長職務代理)島 典広 (委員)加藤 貴利、酒井 直美、永田 志麻 石井 大、芳賀 真、大澤 和貴 小嶋 俊和、三浦 祐香  (事務局)深津福祉部長、岡田福祉部次長、石田保険年金課長、 岡田副主幹、鈴木主任主査		
次回開催予定日	令和5年7月(予定)		
問合せ先	保険年金課国保担当 岡田、鈴木 電話番号 0561-32-8011 ファクシミリ番号 0561-34-3388 メールアドレス <a href="mailto:hokennenkin@city.aichi-miyoshi.lg.jp">hokennenkin@city.aichi-miyoshi.lg.jp</a>		
下欄に掲載するもの	議事録全文 <a href="#">議事録要約</a>	要約した理由	
審議経過	1 あいさつ 2 協議事項 みよし市国民健康保険運営協議会答申書(案)について		
議事録	別紙のとおり		

# 令和4年度 第3回 みよし市国民健康保険運営協議会議事録

日時 令和5年1月27日(金)

午後1時30分～午後1時55分

場所 みよし市役所3階 研修室

議事録記名者 : 大澤和貴、酒井直美

出席委員 : <公益代表>

鈴木淳委員、島典広委員、酒井直美委員、加藤貴利委員

<医師及び薬剤師代表>

永田志麻委員、石井大委員、芳賀真委員、大澤和貴委員

<被保険者代表>

小嶋俊和委員、三浦祐香委員

欠席委員 : <被保険者代表>

久野和美委員、小野田裕之委員

<被用者保険被保険者代表>

田中里志委員

<事務局> 深津福祉部長、岡田福祉部次長、石田保険年金課長、  
岡田副主幹、鈴木主任主査

<議事録>

保険年金課長	ただいまより「令和4年度第3回みよし市国民健康保険運営協議会」を開催します。  それでは、礼の交換をさせていただきます。一同ご起立をお願いします。 「一同、礼」ご着席ください。  会議を始めます。本日の会議は約1時間程度を予定しております。また、本運営協議会につきましては公開の会議となりますので、ご了承をお願いします。 それでは、次第に従いまして、進めさせていただきます。  はじめに鈴木会長より、あいさつをいただきたいと存じます。
会長	<鈴木会長あいさつ>
保険年金課長	ありがとうございました。 なお本日、久野委員、小野田委員、田中委員の3名が所用により欠席されていますのでご報告させていただきます。 それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。 「みよし市国民健康保険運営協議会規則」第3条第1項の規定により会長が議長を務めることとなりますので、鈴木会長よろしくお願ひします。

議長	<p>規定により議長を務めさせていただきます。</p> <p>議事に入ります前に、本協議会が成立している旨のご報告をいたします。</p> <p>本日の出席者は10名であり、「みよし市国民健康保険運営協議会規則」第6条に定める定足数に達しており、今委員会は成立しています。</p> <p>はじめに、本日の議事録記名者の指名をいたしたいと存じます。大澤委員と酒井委員を議事録記名者に指名しますのでお願いします。なお、議事録は要点記載とし、書記を保険年金課の鈴木主任主査にお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>(次第2) 協議事項 の「みよし市国民健康保険運営協議会答申(案)について」、事務局より説明をお願いします。</p>
副主幹	<p>保険年金課、岡田です。よろしくお願いたします。</p> <p>協議事項の「みよし市国民健康保険運営協議会答申(案)について」ですが、</p> <p>前回の協議会において、ご決定いただきました令和5年度の国民健康保険税の改定案の内容につきましては、先月の仮算定での標準保険税率より算定させていただいておりましたが、今月に愛知県から本算定の標準保険税率が示されました。その結果若干ではありますが全体で上昇しておりました。その関係で、今回の答申(案)につきましては前回会議の決定事項に基づき一部、数値を調整して作成させていただきましたので、その内容につきましてご説明させていただきます。</p> <p>お手元の資料A3の資料1からご覧ください。</p> <p>まずは、一番上の表ですが過去3年ほどの改正状況をお示しております。</p> <p>上から2段目の2行の表ですが「標準保険税率(R5.1本算定)」をもとに、作成したものになります。</p> <p>モデル世帯での計算になりますが、国保税の年間額で、2,600円程度が仮算定時よりも増えております。</p> <p>その下の(案1)「税率改正を行わない場合」こちらは、令和4年度並みの課税額のままとなっており、今年度と比較して、特に被保険者の負担の増減は発生しておりません。ただし、標準保険税率に近づけていくこと、法定外繰入を削減し、赤字を解消していくなどの課題の解消にはつながらない案となります。</p> <p>次に(案2)ですが、これは一気に標準保険税率並みの負担をお願いするものになりますが、モデル世帯の負担増額が74,400円と非現実的な上昇幅となるため採用していくことは困難だと考えております。</p> <p>最後に(案3)ですが、この案が先月の会議においてご承認いただいた税率を採用したものとなります。</p> <p>令和5年度から令和8年度までの4年間で税率改正を行う案となっておりますが、令和5年度を先月の会議で承認いただいた税率そのままに設定しますと、令和6年度以降の負担が令和5年度より増えてしまうこととなっております。</p> <p>この運営協議会において毎年、運営についてご審議をいただき、昨年度は税率改正の期間を2年間延長し、令和8年度までとしました。今年度においても12月の会議で期間は延長しないで改正を進</p>

	<p>めていくとする方向性を示していただきました。</p> <p>今回の本算定における数値を前回会議の残り4回で均等に負担増をお願いしていくこととすると12月時点よりさらに負担額が増えてしまうことから、12月時点で検討いただいた税率をそのまま採用することで令和5年度については許容いただいている増税幅としてはどうかこの案を作成させていただいております。</p> <p>令和6年度以降の税率、被保険者の負担については、毎年標準保険税率が示されることもあり、来年度以降の税率については来年度以降に必要な応じた検討をしてはどうかと考えております。</p> <p>被保険者にご負担をお願いすることも苦しい決断ではありますが、安易な負担増の先延ばしも避けなくてはならないところであり、難しい判断にはなりますが、前回会議の増税率については許容していただいていると考え、令和5年度については案3の税率を採用していただいております。</p> <p>以上の内容を踏まえて次の資料2答申案をご説明いたします。</p>
議長	<p>ちょっといいですか、今の内容の整理をさせてもらおうと、この資料1の上から2つめの表のR5標準保険税率が今回示された。12月の時は322,200円でしたので、2600円、県の示した税率が上がってきたので、ゴールが上になったが、322,200円で合わせた税率の上げ幅(令和5年度)に抑えたいという意味でいいですか。</p>
副主幹	<p>通常今までのやり方だと、県から示された数値を4年間で均等に割って税率を改正するという形ですすすめていますが、今回本算定の数値で計算したところ、仮算定より上がってしまっていて、仮算定の時点でご判断いただいた内容でもかなりの増税幅ですので、これ以上の負担を被保険者の方をお願いするのも難しいところがございますので、前回の数値を上限とした中で設定させていただきたいということで資料を作らせていただきました。</p>
議長	<p>ここまでで、何かご意見ございましたら、質問でも結構です。よろしいですか。</p> <p>ではそのあとの答申案の説明をお願いします。</p>
副主幹	<p>次の資料2答申案をご説明します。令和4年7月29日付で市長より、国民健康保険税のあり方について諮問がありましたのでそれについての協議会の答申となります。</p> <p>協議会の結論としては、令和5年度の国民健康保険税のあり方については、税率の改正が必要なこと、また、改正幅については、先程の(案3)程度とすることが適当としております。</p> <p>その理由は愛知県から示される標準保険税率はここ数年高いものとなっており、愛知県国民健康保険運営方針では、現行の保険税率のままでは赤字となってしまう本市においては健全な財政運営のためにも改正を進めていかなければならないこと、などが示されており、平成30年度以降改正を進めてきました。</p> <p>今年度の答申においても同様の考えで、新型コロナウイルス感染症の影響などもあります。そういったことも踏まえた中で標準保険税率に近づけるための答申としていくことが妥当と判断した。と述べさせていただいております。</p> <p>また、来年度以降に影響する付帯意見としましては、例年同じような内容になってしまっていますが、今後も安定的な国保財政運営を図るために、当協議会の意見を4つ掲げています。内容はつぎのとおり</p>

<p>議長</p>	<p>りです。</p> <p>(1) 愛知県から示された標準保険税率を考慮し、被保険者の国民健康保険税の急激な負担増にならないよう、計画的に一般会計からの法定外繰入を削減できるような税率設定とされたい。</p> <p>(2) 国民健康保険税の課税限度額及び減額の対象となる所得については、引き続き国の定めた額とすることが望ましい。</p> <p>(3) 財源の安定確保、また公平性の観点からも国民健康保険税の収納率向上に今後も努力されたい。</p> <p>(4) 医療費抑制に資するため、特定健診・特定保健指導の受診率等の向上に、一層努められたい。</p> <p>このように、「みよし市国民健康保険税のあり方について」の答申書案を作成いたしましたので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局より説明いただきました、「みよし市国民健康保険運営協議会答申（案）について」、質問、ご意見等ありましたらお願いします。</p> <p>〈意見なし〉</p>
<p>議長</p>	<p>ご審議いただきました、「みよし市国民健康保険運営協議会答申書（案）について」、原案を承認することでご異議はありますか。</p> <p>〈異議なし〉</p> <p>以上で協議事項についての審議を終了します。 その他につきまして、事務局より何かございましたらお願いします。</p>
<p>副主幹</p>	<p>その他の事項といたしまして、今回ご承認いただきました答申書にかかる今後の予定を申し上げておきたいと思えます。</p> <p>答申書につきましては、近く、鈴木会長ならびに島職務代理者から市長へ提出していただくこととなっております。</p> <p>そして、これに基づき作成した「みよし市国民健康保険税条例の改正案」を3月に開会されます令和5年第1回みよし市議会定例会に上程し、可決されますと、正式に改正ということとなりまので、よろしくお願いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今、事務局から答申書にかかる今後の予定についての説明がありました。質問、ご意見等ありましたらお願いします。</p> <p>(意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>特になければ、先ほどの説明に従って進めていただくこととします。</p> <p>以上で本日の予定を全て終了いたしました。委員の皆様には、長時間にわたる慎重審議を賜り、まことにありがとうございました。</p>
<p>保険年金課長</p>	<p>ありがとうございました。ここで福祉部長よりお礼の言葉を申し上げます。</p>
<p>福祉部長</p>	<p>&lt;部長あいさつ&gt;</p>
<p>保険年金課長</p>	<p>以上をもちまして「令和4年度第3回みよし市国民健康保険運営協議会」を終了いたします。</p>

	<p>令和4年度の国保運営協議会の全体での会議は今回で終了とさせていただきます。一年間大変お世話になりました。あらためて感謝申し上げます。来年以降もどうぞよろしくお願いいたします。</p>
--	--

一同、ご起立をお願いします。

「一同、礼」 ありがとうございました。